四日市市告示第321号

四日市市農地利用効率化等支援事業費補助金(融資主体支援タイプ(先進的農業経営確立支援タイプを含む))交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。 令和6年4月1日

四日市市長 森 智 広

四日市市農地利用効率化等支援事業費補助金 (融資主体支援タイプ (先進的農業経営確立支援タイプを含む)) 交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市農地利用効率化等支援事業費補助金 (融資主体支援タイプ (先進的農業経営確立支援タイプを含む)) 交付要綱 (令和2年四日市市告示第85号) の一部を次のように改正する。

改正後

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることがで きる者(以下「補助対象者」という。) は、地域計画(農業経営基盤強化促進 法 (昭和55年法律第65号。以下 「基盤強化法」という。)第19条第 1項に規定する地域計画をいう。)の うち目標地図 (基盤強化法第19条第 3項の地図をいう。) に位置付けられ た者 (認定農業者 (基盤強化法第12 条第1項の規定に基づき農業経営改善 計画の認定を受けた者。以下同じ。)、 認定就農者(基盤強化法第14条の4 第1項の認定を受けた者をいう。以下 同じ。)、集落営農組織(農業の担い手 に対する経営安定のための交付金の交 付に関する法律(平成18 年法律第

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる者 (以下「補助対象者」という。)とする。ただし、事業実施年度に就農する者又は就農後5年度以内の者にあっては、認定農業者 (農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「基盤強化よ」という。)第12条第1項の規定に基づき農業経営改善計画の認定を受けた者。以下同じ。)又は認定就農者 (同法第14条の4第1項の認定を受けた者。以下同じ。)に限るものとする。

改正前

(1) 地域計画(基盤強化法第19条 第1項に規定する地域計画をいう 。) のうち目標地図(基盤強化法第 88号)第2条第4項第1号ハに定める組織をいう。)、四日市市農業経営基盤の強化に関する基本構想(基盤強化法第6条第1項に基づいて本市が定める基本構想をいう。)に示す目標所得水準を達成している農業者及び市長が認める者をいい、目標地図に位置付けられることが確実であると市長が認める者を含む。)を対象とする。ただし、事業実施年度に就農する者又は就農後5年度以内の者にあっては、認定農業者又は認定就農者に限るものとする。

19条第3項の地図をいう。)に位置付けられた者(認定農業者、認定就農者、集落営農組織(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項第1号ハに定める組織をいう。)、四日市市農業経営基盤の強化に関する基本構想(基盤強化法第6条第1項に規定する基本構想をいう。)に示す目標所得水準を達成している農業者及び市長が認める者をいう。)

- (2) 認定農業者、認定就農者などの 実質化された人・農地プラン(「人 ・農地プランの具体的な進め方に ついて」(令和元年6月26日付け 元経営第494号農林水産省経営 局長通知。) 2の(1)の実質化さ れた人・農地プランをいい、同通 知3により実質化された人・農地 プランとみなすことができる人・ 農地プラン及び同通知4により実 質化された人・農地プランとして 取り扱うことのできる同種取決め 等を含む。) に位置付けられた中心 経営体。ただし、国の実施要綱別 記 I の第1の2の(2)に該当す る場合に限る。
- (3) 地域における継続的な農地利用 を図る者として市長が認める農業 者若しくは当該農業者の組織する

(交付対象となる事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業 (以下「補助対象事業」という。)は 、補助対象者が自らの経営において 使用するために行う次に掲げる取組 であって、当該取組の実施要綱別記I の第1の3の(1)の立に規定する 機関から行われるプロジェクト融資」という。 (以下「プロジェクト融資」という。)を受けているものとする。ただの 、国の実施要綱別記Iの第1の3の (1)の<u>イ</u>の(イ)のaからmの基準 を満たしているものに限る。 団体。ただし、国の実施要綱別記 Iの第1の2の(2)に該当する 場合に限る。

(4) 農地中間管理機構(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「農地中間管理事業法」という。)第4条の規定による指定を受けた法人をいう。)から賃借権等の設定等(農地中間管理事業法第18条第1項に規定する賃借権の設定等及び基盤強化法第7条の規定により農地中間管理機構が行う農地売買事業等による権利の設定等をいう。)を受けた者。ただし、国の実施要綱別記Ⅰの第1の2の(3)に該当する場合に限る。

(交付対象となる事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業 (以下「補助対象事業」という。)は 、補助対象者が自らの経営におい取 使用するために行う次に掲げる取はであって、当該取組の実施と綱別記する 経費について、国の実施要綱別定は力トから行われるプロジェクト融資」といるものとする。 (以下「プロジェクト融資」といたでし、国の実施要綱別記Iの第1の3の(イ)のとする。がある。 し、国の実施要綱別記Iの第1のの 基準を満たしているものに限る。

ア及びイ	(略)	ア及びイ	(略)

第1号様式を次のように改める。

四日市市長

住 所

氏 名

年度四日市市農地利用効率化等支援事業費補助金交付申請書

年度において、四日市市農地利用効率化等支援事業費補助金の交付を 受けたいので、四日市市農地利用効率化等支援事業費補助金交付要綱第6条第 1項の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

- 1 補助金等交付申請金額 金 円
- 2 添付書類
 - (1) 支援計画書
 - (2) その他

第9号様式を次のように改める。

四日市市長

住 所 氏 名

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け四日市市 第 号- で交付決定のあった 年度四日市市農地利用効率化等支援事業費補助金について、四日市市農地利用効率化等支援事業費補助金交付要綱第18条第3項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 年 月 日付け四日市市 第 号- 金 円 による額の確定通知額
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る 金 円 消費税相当額
- 4 補助金返還相当額 (3-2) 金 円

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

(商工農水部農水振興課)